

## 知 事 意 見 ( 要 綱 )

都市計画道路福山道路環境影響評価準備書について、笠岡市長及び関係住民並びに岡山県環境影響評価技術審査委員会の意見を勘案し、慎重に検討した結果、意見は次のとおりであるので、環境影響評価書に反映させるとともに、事業の実施に際しては、環境影響評価準備書で明らかにした環境保全対策の実施はもとより、環境保全上必要な措置を講ずることとされたい。

### 記

#### 1. 基本的事項について

この環境影響評価準備書には、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づく環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項で示された評価項目の一部が評価対象とされていないため、環境影響評価書作成に当たっては、可能な限り評価対象として取り入れるとともに、工事中の予測評価についても記載する等「道路が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年建設省令第19号）」に準ずるよう努められたい。

なお、資料等は入手可能な最新のものを使用し、現地調査結果についても現在の状況として有効なものか項目毎に具体的に検証し、必要に応じ補完調査を実施すること。

#### 2. 工事着手前の調査等について

この環境影響評価は、おおむね平成22年を対象とした予測であり、予測の際に設定した条件の変化が予想されるので、工事着手前において、必要な調査や保全対策の検討を行い、事業の実施による環境への影響を極力軽減するように努めること。

#### 3. 自然環境の保全に係る調査等について

この環境影響評価準備書では、自然環境の保全に係る調査等について具体的に記載されていないので、環境影響評価書作成に当たっては、自然環境の保全について、重要な種の選定基準、調査ルート等の調査方法、調査結果、予測評価及び保護・保全対策について具体的かつ詳細に記載すること。

#### 4. 工事中の対策について

(1) 工事中においては、工事関係車両の運行する道路周辺を含め、周辺民家等の生活環境等に著しい影響を及ぼさないよう、工事計画の具体化に際して粉じん、騒音、振動、濁水等の影響についての予測評価に基づき、散水、低公害型建設機械の採用、濁水処理施設の設置等適切な保全対策を講ずること。

(2) 工事の実施に当たっては、環境保全のための作業マニュアルを作成し、**工事関係者に徹底すること。**

#### 5. 残土の処理について

残土は工法の工夫や再利用により発生量の削減を図り、処分する場合は、環境保全上、支障がないように適切に実施すること。

#### 6. 工事施工ヤード等の設置に係る予測評価等について

工事施工ヤード、工事用道路等を設置する場合には、騒音、振動、水質及び動植物への影響について予測評価を行い、必要に応じ適切な保全対策を講ずること。

#### 7. 環境管理について

地域の環境保全に万全を期するため、本県環境部局と協議の上、環境管理計画を策定し環境影響評価書に記載するとともに、当該事業が環境に及ぼす影響を把握し、その結果を事業の実施に反映させること。

#### 8. 指摘事項について

別掲の指摘事項についてそれぞれ検討し適切に対処されたい。

## 指 摘 事 項

### 1. 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨とする環境要素

#### (1) 大気質

- ア 工事用車両の運行に当たっては、待機時間のアイドリング・ストップ実施はもとより、運行計画は合理的なものとする事。
- イ 浮遊粒子状物質について、予測評価を実施し、その結果及び環境基準の達成状況を勘案して適切な保全対策の検討を行う事。

#### (2) 騒音・振動

- ア 騒音に係る環境基準は平成10年9月に改訂され、平成11年4月1日から施行されていることから、新環境基準に対応した等価騒音レベルにより予測評価を行い、その結果を踏まえ、適切な保全対策を講ずること。
- イ 工事中における騒音・振動について予測評価を実施すること。
- ウ 工事の実施に当たっては、低騒音型機械の導入など騒音、振動の低減に努め、工事中に建設機械稼働に伴う騒音・振動、資材運搬車両等に係る自動車騒音・道路交通振動について近隣民家等において測定調査を行い、その結果を速やかに施工管理に反映させるとともに、必要に応じて防音対策等を講ずること。
- エ 実施設計に当たっては、低騒音化技術の採用を積極的に検討するとともに、ボーリング調査等による地質調査を実施し、地域の地盤状況を十分把握し、その結果を踏まえ、騒音及び振動対策に十分配慮した工事計画や道路構造の検討を行う事。
- オ 供用開始後の自動車騒音・道路交通振動について近隣民家等において測定調査を行い、防音効果の検証を行うなど施設管理に反映させる事。

#### (3) 水質

- ア 工事中における濁水について予測評価を実施し、必要に応じ適切な保全対策を講ずること。なお、工事の実施に当たっては、濁水の発生防止を図るとともに、公共用水域への影響がないよう十分監視すること。
- イ 今後、事業計画予定区域内で、有害物質等による土壌汚染が判明した場合は、適切な保全対策を講ずること。

#### (4) その他の環境要素

- ア 光害について、環境庁において「光害対策ガイドライン（平成10年3月）」が策定されていることから、道路に設置される照明については、漏れ光、障害光の発生度の低い照明機器の積極的な導入に努める事。

イ 実施設計に当たっては、橋梁部において、低周波空気振動の発生を極力少なくする道路構造を検討するとともに、供用後の適切な時期に測定調査を行い、適切な保全対策を講ずること。

## 2. 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨とする環境要素

### (1) 動物

カンムリカイツブリ、ミサゴ等の貴重な鳥類やハルゼミ、ハネナガイナゴ及びメダカが確認されているので、工事着手前に現地の実態を十分把握し、必要に応じ専門家の指導を得て、適切な保護対策を講ずること。

### (2) 植物

法面の緑化方法について、環境影響評価書に詳細に記載すること。

なお、法面の緑化に当たっては、郷土樹種移植及び根株移植を積極的に行い、できる限り樹林型になるよう努めること。

## 3. 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨とする環境要素

(1) 景観について、多数の人々が利用する道路等主要な眺望点からの予測評価を実施すること。

(2) 公共事業等景観形成基準（平成元年岡山県公告第 623 号）に基づいて、路線全体にわたって、周辺景観との調和が図られるよう、十分に配慮すること。

(3) 法面の緑化を積極的に行うとともに、橋梁等の構造物については、形態、意匠、色彩に配慮し、周辺景観との調和を図ること。

(4) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の保全については、現地調査による情報収集を行うなど十分な調査を実施しその保全に配慮すること。

## 4. 環境への負荷の量の程度による環境要素

廃棄物等の発生を極力抑制するとともに、再生資材等の積極的使用に努めること。

福山道路の概要及び環境影響評価準備書の  
関係地域住民への周知結果

1. 事業計画

(1) 事業の名称

都市計画道路 福山道路

(2) 事業者

建設省中国地方建設局長

環境影響評価実施者：岡山県知事（所管：土木部都市局都市計画課）

(3) 事業目的

交通混雑を緩和し、沿道地区の環境改善に資するとともに、沿道地域の開発計画等と整合を図り、良好な都市環境の創造及び周辺都市との連絡強化を図る。

(4) 路線通過市町村

笠岡市

(5) 周辺状況

地形は、内陸部では丘陵地が中心となっており、海岸付近では干拓地、埋立地が中心となっている。地質は、内陸の丘陵地では花崗岩、泥質岩が中心となっており、一方、干拓地、埋立地では未固結堆積物である礫、砂、粘土が中心となっている。

(6) 計画諸元

笠岡市茂平（笠岡バイパス）を起点とし、福山市赤坂町（赤坂バイパス）を終点とする延長16.5Kmの自動車専用道路（岡山県側 1.5Km）

項目	諸元
区間	笠岡市茂平
延長	1.5Km

道路の区分	第1種第3級（自動車専用道路）
車線数	4車線
設計速度	80Km/h
計画交通量	32,700台/日（（仮称）笠岡西IC～引野ICの区間）

注1）第1種：高速自動車国道及び自動車専用道路で、地方部に存するもの。

注2）第1種第3級：高速自動車国道以外の道路のうち、山地部に存し、計画交通量が3万台/日以上のも等。

## 2. 関係地域住民への周知結果

縦覧期間：平成11年5月21日（金）～平成11年6月3日（木）

縦覧場所：岡山県土木部都市局都市計画課、笠岡市都市開発部都市計画課

説明会：平成11年1月20日（水）笠岡市茂平会館 出席者数約70名

意見書の提出：2通（環境の保全の見地からの意見は無し。）